

平成 30 年度
事業計画書

公益財団法人東京都環境公社
平成 30 年 3 月

《目 次》

《 事 業 計 画 書 》	
I 事業運営方針	3
II 事業計画	6
第1 公益目的事業1	6
1 環境調査研究事業	6
2 地球温暖化防止活動事業	9
3 広報普及等事業（公益目的事業1）	21
4 自然環境の保全等事業	24
第2 公益目的事業2	26
5 資源の循環利用に関する事業	26
6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業	29
3 広報普及等事業（公益目的事業2）	35
第3 収益事業等	37
7 公益目的事業の推進に資する事業	37
III 事業別収支の概要	38
IV 正味財産増減の概要	39
V 公社の機関	40
VI 公社の組織	41
VII 公社の職員数	42
VIII 理事会・評議員会の開催予定	43
<参 考>	
公社の事業所等	44

I 事業運営方針

公社は、設立以来、東京都や区市町村等の環境施策を補完・協力する団体としての役割を積極的に果たし、快適な都市環境の創造と持続可能な都市東京の実現に寄与することを使命としてきた。

東京都では2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、平成28年12月、「2020年に向けた実行プラン」を策定した。

そのなかの、政策の柱の一つとして、将来に渡って存続・発展する「世界一の環境先進都市・東京」を創るため、「スマートシティ」の実現を掲げ、新たな環境政策を総合的に展開している。主な政策目標として、スマートエネルギー都市の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大とともに、水素社会実現に向けた取組の推進、さらに、持続可能な資源利用の推進や、豊かな自然環境の創出・保全に取り組んでいる。

これからの公社事業運営にあたっては、こうした都の施策展開を踏まえ、目標達成に向け効果的に事業を展開し、自らの役割を果たしていく必要がある。

平成30年度の公社の主な取組として、スマートエネルギー都市の実現のため、再生可能エネルギーの導入推進に向け、再生可能エネルギー由来の電気（FIT）供給モデル事業のノウハウ蓄積を活用し、都有施設等を対象に供給先の拡大を検討する。ほかにも、水素社会の実現に向け、燃料電池船の商用運行に向けた船舶の建造を行う事業者を支援する事業を実施する。また、廃棄物の適正処理と資源循環の推進に向けた事業者育成支援や自然環境の保全では、保全地域の適切な管理と利用の活性化により、良質な自然環境を次世代へつなぐ取組等、様々な事業のレベルアップを図っていく。

さらに、平成28年9月に科学研究費助成事業（科研費）に係る研究機関の指定を受けた東京都環境科学研究所では、平成29年度に引き続き平成30年度についても「科研費」取得を目指し、調査研究の充実により、研究機関としてのプレゼンス向上を図っていく。

ほかにも、幅広い環境分野で事業を行う公社の強みを生かした、組織間連携による環境学習の実施に加え事業効果の見える化等に取り組んでいく。これらの取組に加え、公社におけるガバナンスを強化し、財務面の見直しを含めた経営改善を推進する等、経営基盤の強化に努めていくとともに、外部監査や情報公開等適切かつ公正に行う。

さらには、人材育成と事業活動における環境配慮を促進し、都民から一層信頼される公益財団法人を目指していく。

【新規事業等主な取組事項】

- (1) 再生可能エネルギー由来の電気供給モデル事業で蓄積してきたノウハウを活用し、新たに都
有施設等を対象に供給先の拡大を検討する。

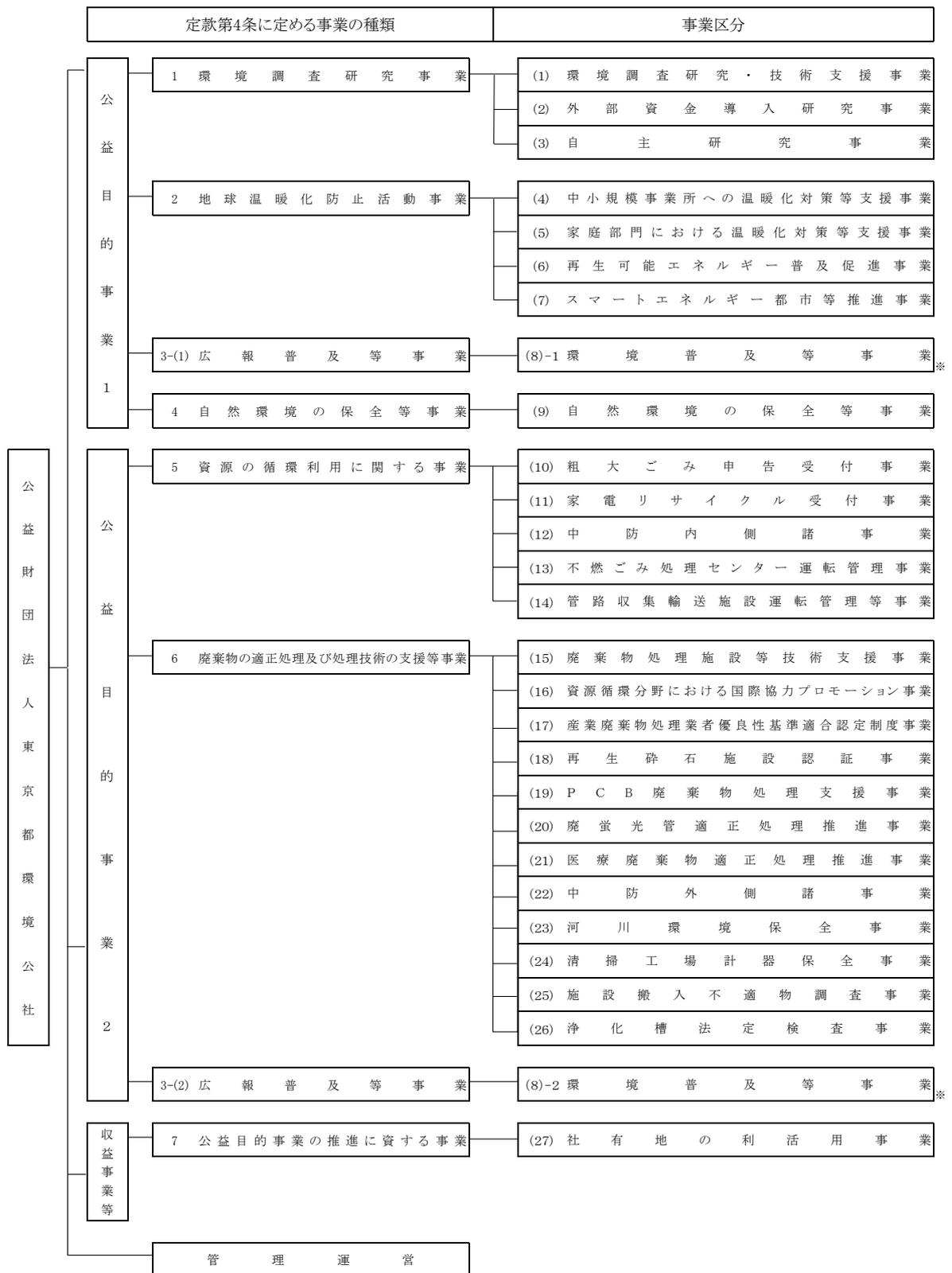
- (2) 地球温暖化防止活動事業は、東京都からの要請を受け、スマートエネルギー都市の実現を目的とした「駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業」等 4 件の助成事業を新たに開始する。
 - 駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業 平成 30 年度基金設置（預り基金 3 年間で 17 億円予定）
 - 燃料電池船の導入促進事業 平成 30 年度基金設置
 - 集合住宅における充電設備導入促進事業 平成 30 年度基金設置
 - 電動バイクの普及促進事業 平成 30 年度基金設置（預り基金 5 年間で 3,180 万円）

- (3) 東京都環境科学研究所では平成 28 年 9 月に科学研究費助成事業（科研費）に係る研究機関の指定を受け、平成 29 年度に 1 件の「科研費」取得できたことから、平成 30 年度の自主研究からも科研費の取得を目指す。

- (4) 平成 29 年度に実施された包括外部監査を契機として、監査における意見・指摘を踏まえ、内部統制の強化や組織体制の見直しに取り組んでいく。

- (5) 平成 30 年 3 月に策定された「2020 改革」における取組の柱である「監理団体経営改革プラン」に基づき、それぞれの事業の課題解決に向けた取組を確実に実行していく。

【事業体系図】



※ 定款上の3広報普及等事業(環境普及等事業)は、公1・公2の各事業に分散している。

Ⅱ 事業計画

第1 公益目的事業1

環境に係る調査研究・普及啓発及び地球温暖化防止活動の推進並びに自然環境の保全等に関する取組を通じて、首都東京の環境負荷低減を図り、低炭素なエネルギー社会と快適な都市環境の形成に貢献する事業

1 環境調査研究事業

(1) 環境調査研究・技術支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(1)」

東京都における大気、水質、土壌汚染、ヒートアイランド現象等の研究等を幅広く実施し、研究成果は研究発表会等により広く都民等へ知見の提供を行う。

① 調査研究

東京都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。

調査研究	期間
都市ごみ中の有害物質の処理及び管理手法に関する研究	平成30～32年度
都市ごみ焼却灰の循環利用に関する研究	平成30～32年度
食品ロスに関する研究	平成30～32年度
自動車環境対策の総合的な取組に関する研究	平成30～32年度
微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究	平成29～31年度
高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究	平成28～30年度
有害化学物質の分析法・環境実態の解明及びリスク対策に関する研究	平成29～31年度
東京湾の水質改善に関する総合的研究	平成28～30年度
都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究	平成30～32年度
東京都におけるヒートアイランド現象等の実態に関する研究	平成28～30年度

② 環境技術支援等

東京都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

環 境 技 術 支 援 等	
	自動車排出ガス測定体制の整備
	ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援
	汚染土壌の合理的な処理促進に関する技術支援
	分析精度管理等
	分析の精度管理等
	低沸点炭化水素類の測定及びVOC簡易測定機による測定結果のクロスチェック
	光化学オキシダント自動測定の精度管理
	都及び区市町村の職員への技術支援
	国際環境協力に関する技術支援
	アスベスト測定調査
	環境汚染事故発生時等における緊急的対応

③ 特別研究

次世代エネルギー研究科において、CO2フリー水素の活用に向け、「水素蓄電を活用したまちづくりに向けた調査」を行う。

水素蓄電を活用したまちづくりに向けた調査	期 間
都府県等における水素エネマネに関する試算	平成30年度
水素ステーション周辺の水素利活用タウンモデルの試算	
水素の貯蔵・輸送に係る新技術の都内での展開に向けた検討	

④ 地下水位観測・データ解析

新たな地下水管理手法の構築に向け、地下水位を観測し、観測データの解析を実施する等、地下水実態の把握に関する調査研究を行う。

区 分	期 間
地下水位観測・データ解析等業務	平成29～30年度

(2) 外部資金導入研究事業 「事業番号(2)」

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

区 分	30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
件 数	8 件	8 件	8 件

(3) 自主研究事業 「事業番号(3)」

公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。なお、東京都環境科学研究所は、平成 28 年 9 月に文部科学大臣より科学研究費助成事業（科研費）に係る研究機関の指定を受け、平成 29 年度に計画していた先行的研究のうち 1 件について科研費を取得できたことから、科研費を活用した研究として進めている。また、平成 30 年度の先行的研究のうち 4 件で研究代表者として科研費の取得申請を行っている。

区 分		30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
萌芽研究	重要性が顕在化していない環境テーマについて独創的なアイデアにより知見を集積する研究	7 件	2 件	4 件
先行的研究	重要性が高いものの、研究受託に至っていない課題について先行的に行う研究	11 件	10 件	6 件
事業化支援研究	公社事業の展開・充実に資する実践的研究で、人材育成も期待できる研究	1 件	3 件	3 件

※平成30年度の先行的研究11件のうち4件は科研費取得申請を行っている研究。

2 地球温暖化防止活動事業

(1) 中小規模事業所への温暖化対策等支援事業 「事業番号(4)」

① 中小規模事業所への省エネ推進事業（東京都受託事業）

ア 省エネルギー診断

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネ対策を提案する。また、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
省エネルギー診断	400件	400件	336件
運用改善支援	100件	100件	81件

イ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等のあらゆる機会を使って、温暖化対策に取り組む事業者に対し情報提供を行う。

ウ 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行う。

また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行う。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
地球温暖化対策報告書制度立入調査	100件	100件	85件

エ 区市町村及び業界団体との連携

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネ対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント等での支援策の紹介、個別相談等を実施する。

また、業種の特徴を踏まえ、具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成する。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
中小規模事業所対策推進研修会	40件	40件	39件
業種別テキスト作成(新規)	1業種	1業種	1業種
出張相談会	10件	10件	9件

② 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト等事業

(東京都受託事業)

ア 中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト事業

本事業は、平成 22 年度から平成 23 年度において、省エネ診断等に基づく高効率な省エネ設備を導入した経費の一部を助成したもので、平成 23 年度から平成 30 年度に創出されるクレジットの認定手続きを行うとともに、対象事業所の省エネ設備導入による削減効果や都内中小クレジット創出状況の分析・検証を行う。

(事業期間：平成 22～30 年度)

イ 大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト事業

本事業は、平成 23 年度から平成 25 年度において、都内の温室効果ガス排出総量削減義務者のうち、中小企業基本法に定める中小企業等が所有する事業所に対して、CO2 排出を削減する設備を導入した経費の一部を助成したもので、平成 26 年度から平成 32 年度は、省エネ設備導入効果に関する報告書の受付を行う。

(事業期間：平成 23～32 年度)

③ 中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト事業 (東京都受託事業)

本事業は、平成 26 年度から平成 27 年度において、中小テナントビルの省エネ改修促進を目的に、都内中小規模事業所に対して低炭素化を果たす省エネ設備を導入した経費の一部を助成するもので、平成 30 年度はセミナーを行う。

(事業期間：平成 26～30 年度)

④ 中小規模事業所のクラウド利用による省エネ支援事業 (東京都受託事業)

中小規模事業所のクラウド利用による省エネ対策を促進することを目的として、東京都が認定した高い省エネ性能を持つ環境配慮型データセンター等へ移転する事業者に対して、その経費の一部を助成する。平成 30 年度は、平成 28 年度までに交付決定をした対象者に助成金交付を行う。

(事業期間：平成 27～28 年度「助成金の交付は平成 30 年度まで」)

(2 年間で基金 6 億 7,500 万円)

⑤ グリーンリース普及促進事業（東京都受託事業）

都内テナントビルの低炭素化を図り、環境性能を高めることを目的として、中小テナントビルオーナーに対して、テナントとのグリーンリース契約締結を条件として、省エネ改修等の経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 28～30 年度「助成金の交付は平成 32 年度まで」）

（3 年間で基金 21 億円）

助成対象事業者	都内に中小テナントビルを所有する中小企業等
助成対象	高効率な照明・空調等
助成率	・グリーンリース契約のための調査費用 助成率1/2、上限100万円 ・グリーンリース契約に基づく設備改修費用 助成率1/2、上限4,000万円（調査費用含む） ※ただし、ビル共用部分の照明をLED化する場合は上限4,250万円

（2）家庭部門における温暖化対策等支援事業 「事業番号(5)」

① 家庭の省エネアドバイザー制度の運営（東京都受託事業）

東京都が企業及び団体と連携して実施している「東京都家庭の省エネアドバイザー制度」の運営を行う。また、各団体から推薦を受けたスタッフに対し、省エネアドバイザー研修を行う。

区 分	30 年度 計画	29 年度 計画	28 年度 実績
省エネアドバイザー研修(新規)	4 件	3 件	3 件
省エネアドバイザー研修(更新)	3 件	0 件	2 件

② 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（東京都受託事業）

東京都と連携している団体とともに、省エネに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を行い、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

区 分	30 年度 計画	29 年度 計画	28 年度 実績
省エネマイスター研修	3 件	3 件	3 件

③ LED 電球普及促進事業（東京都受託事業）

都内一般家庭への LED 電球の普及拡大を図るため、地域家電店等との連携により、白熱電球と LED 電球を交換する事業を実施する。地域家電店等は LED 交換時に省エネアドバイスをを行い、公社は地域家電店等に対し LED 電球代金を助成する。

（事業期間：平成 29～30 年度）

（2 年間で基金 15 億円）

（3）再生可能エネルギー普及促進事業 「事業番号(6)」

① 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（東京都補助事業）

本事業は、平成 21 年度から平成 22 年度において、再生可能エネルギーの利用拡大を目的に、太陽エネルギー利用機器を設置した者に対してその経費の一部を補助したもので、平成 22 年度から平成 27 年度までは、補助金交付の条件として公社に譲渡された環境価値量の検針を行い、平成 28 年度までにグリーンエネルギー認証センターへの環境価値の認証申請業務を行った。また、認証された環境価値は、グリーンエネルギー証書として発行及び販売を行った。

平成 30 年度は、これまでに認証された環境価値をグリーンエネルギー証書として発行及び販売を行う。

（事業期間：平成 21～32 年度）

② 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）

都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。

また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かる Web マップ「東京ソーラー屋根台帳」の運営を行う。

項目	実施内容	
セミナー等の開催	事業者向けセミナー等	4回
	都民向けセミナー等	
	TOKYO太陽エネルギーフェア	8回

③ ソーラーカーポート普及促進モデル事業（東京都補助事業）

未利用地が少なく地価の高い東京の特性を踏まえ、駐車場の上部空間を活用して太陽光発電パネルを設置するソーラーカーポートの普及促進を目的として、設置したソーラーカーポートの維持管理を行うとともに、設置後の効果や課題を分析調査し、解決策を含めて東京都に報告する。

（事業期間：平成 27～31 年度）

④ 既存住宅における高断熱窓導入促進事業（東京都受託事業）

家庭部門のエネルギー低減を図るため、都の住宅戸数全体の 98%を占める既存戸建て・マンションに高断熱窓を導入する際に係る費用の一部を助成する。

（事業期間：平成 29～31 年度「助成金の交付は平成 32 年度まで」）

（3 年間で基金 24 億 7,500 万円）

助成対象者	既存住宅の所有者、集合住宅の管理組合
助成対象	住宅の省エネ性能向上のための高断熱窓改修工事に必要な材料費、又は工事費
助成率	材料費、工事費の1/6(上限50万円)

⑤ 地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業（東京都補助事業）

都内における再生可能エネルギーの普及拡大、温室効果ガスの排出削減を目的に、自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備（固定価格買取制度の事業計画認定を受けない設備）や熱利用設備を導入する事業者に対して、その経費の一部を補助する。

（事業期間：平成 28～31 年度「補助金の交付は平成 32 年度まで」）

（4 年間で基金 23 億 9,740 万円）

補助対象事業者	民間事業者
補助対象設備	再エネ発電設備、再エネ熱利用設備等の導入経費
補助率	中小企業等1/3(その他企業1/6)

⑥ シティチャージ普及促進事業

太陽光発電の普及啓発の一環として、太陽光パネルからの電気でスマートフォン等が手軽に充電できるソーラー充電設備「シティチャージ」の普及促進を実施している。平成 28 年度は、民間事業者と連携し、移動可能で店舗に導入しやすい新型シティチャージをモデル設置した。平成 29 年度は民間ベースでの普及につなげていくため、利用者へのアンケート等これらの検証を行った。平成 30 年度は新型シティチャージの貸し出しなどイベント等に活用する。

⑦ バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業（東京都受託事業）

WiFi や充電器の設置も可能なソーラーパネル付きバス停留所を整備する事業者に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 29～31 年度「助成金の交付は平成 31 年度まで」）

助成対象者	バス停留所整備事業者(広告付バス停留所上屋整備事業者を含む)
助成対象設備	バス停留所に整備する太陽光パネル・蓄電池 (スマートフォン充電機能・WiFi機器等は任意設置)
助成率	対象設備の機器費・工事費の3/4(平成30～31年度)

⑧ 駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業 <新規>

鉄道が高密度に集積する首都東京の特性を活かした再生可能エネルギーの利用を拡大し、環境に配慮した駅モデルを発信することを目的に、駅舎へのソーラーパネル等を設置する事業者に対し、経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 30～32 年度「助成金の交付は平成 34 年度まで」）

（平成 30 年度の基金 3 億円(3 年間で基金 17 億円を予定)）

助成対象者	都内に駅を有する鉄道等事業者
助成対象	太陽光発電関連設備(蓄電池を含む)、パネル設置に伴う上屋改修補強費、PR用構内デジタルサイネージ(コンテンツ含む)
助成率	補助対象経費の2/3(上限2億円)

⑨ 再エネ由来 FIT 電力普及促進モデル事業 <新規>

太陽光発電とバイオマス発電を由来とした FIT 電気を組み合わせ、公社施設に供給するモデル事業を実施する。これにより、電気の需給調整等のノウハウを蓄積し、同様の電気供給を行う事業者等の技術的サポートを行うとともに、再生可能エネルギー由来の電気を率先して選択するモデルを示す。さらに、平成 30 年度は再エネ利用促進のため供給先の拡大を検討する。

(4) スマートエネルギー都市等推進事業 「事業番号(7)」

① スマートエネルギー都市推進事業 (東京都受託事業)

ア 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業

家庭におけるエネルギー消費の削減と非常時の自立性向上を図ることを目的に、蓄電池システムやビークル・トゥ・ホームシステム (V2H)、燃料電池 (エネファーム) 等を設置する者に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 28～31 年度「助成金の交付は平成 33 年度まで」)

(4 年間で基金 35 億円)

対象機器	助成率(額)等
蓄電池システム	助成対象経費の1/6(上限4万円/kWh*) (※上限24万円/戸)
ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)	助成対象経費の1/8(上限5万円/台)
燃料電池(エネファーム)	助成対象経費の1/5 (集合住宅:上限15万円/台、戸建住宅:上限10万円/台)
太陽熱利用機器	助成対象経費の1/3(上限6万円/m ² *) (※集合住宅:上限15万円/戸、戸建住宅:上限24万円/戸)

イ オフィスビル等事業所の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業

オフィスビル等におけるエネルギー利用の効率化・最適化を推進することを目的に、BEMS の導入を条件に、コージェネレーションシステムを設置する事業者に対して、その経費の一部を助成するもので、平成 30 年度は、平成 29 年度同様、平成 26 年度までに申請を受け付けた者に対して、助成金の交付を行う。

(事業期間：平成 25～29 年度「助成金の交付は平成 31 年度まで」)

(5 年間で基金 30 億円)

※平成 26 年度の受付をもって、交付決定額が予算に達したため募集終了

ウ 中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業

熱を多用する等省エネポテンシャルの高い中小医療・福祉施設・公衆浴場において、ESCO 事業者を活用したエネルギーマネジメントの推進を目的として、コージェネレーションシステムや太陽光発電システムの創エネ機器をはじめ、LED 照明や高効率空調機器の省エネ機器の導入に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 26～30 年度「助成金の交付は平成 32 年度まで」)

(5 年間で基金 30 億円)

助成対象事業者	ESCO事業者等	
対象施設	中小医療施設、中小福祉施設、公衆浴場	
助成機器	創エネ機器	コージェネレーションシステム(必須) 太陽光発電システム(蓄電池とセット)
	省エネ機器	LED照明、空調機器
助成率	機器設置に要する経費の1/2(上限1億円)	

◎コージェネレーションシステムの導入は必須

◎太陽光発電システムの助成額は発電出力1kWあたり2万円

エ スマートマンション導入促進事業

都内の集合住宅におけるエネルギーマネジメントを促し、省エネ、節電を一層推進するスマートマンションの普及を目的に、MEMS の導入に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 26～30 年度「助成金の交付は平成 30 年度まで」)

(5 年間で基金 10 億円)

助成対象事業者	マンション管理組合等
助成対象	MEMS導入に係わる設備費、工事費
助成率	助成対象経費の1/2

② スマートエネルギーエリア形成推進事業（東京都受託事業）

都内の建築物における、エネルギー利用の効率化・最適化を推進することを目的に、熱電融通インフラ又はコージェネレーションシステムを導入する事業者に対して、その経費の一部を助成する。また、平成 29 年度から、まちづくりにおける水素利活用を促進するため、助成対象を業務・産業用燃料電池、純水素燃料電池、水素パイプライン及び水素エネマネ設備に拡大した。

ア スマートエネルギーエリア形成推進事業

(事業期間：平成 27～31 年度「助成金の交付は平成 33 年度まで」)

(5 年間で基金 55 億円)

【熱電融通インフラ、コージェネレーションシステム】

助成対象事業者	民間事業者(開発事業者や熱電供給事業者等)	
助成対象	熱電融通インフラ、コージェネレーションシステム(CGS)の設計費、設備費、工事費	
助成率	熱電融通インフラとCGSとを併せて設置	・熱電融通インフラ:1/2(上限1億円) ・CGS:1/2(上限4億円)
	熱電融通インフラのみ設置	・熱電融通インフラ:1/2(上限1億円)
	CGSのみ設置	・CGS:1/4(上限1億円)

イ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業

(事業期間：平成 29～31 年度「助成金の交付は平成 33 年度まで」)

(3 年間で基金 11 億 320 万円)

【水素利活用設備】

助成対象	対象経費	助成率	上限額
業務・産業用燃料電池(5kW超)	設計費 設備費 工事費 諸経費	2/3	3億3,300万円
業務・産業用燃料電池(1.5kW超～5kW以下)			1,300万円
純水素型燃料電池(3.5kW超)			8,700万円
純水素型燃料電池(3.5kW以下)			1,600万円
水素供給インフラ			2億4,000万円
水素エネマネ設備			8,000万円
熱電融通インフラ		1/2	1億円

③ 水素エネルギー利活用促進事業（東京都受託事業）

利用段階で、CO₂ を排出しない、次世代エネルギーとして期待されている水素エネルギーの利用拡大に向け、燃料電池自動車の普及や水素ステーションの整備等初期需要の創出とインフラ整備を目的として、東京都と連携しながら助成事業を適切かつ着実に実施する。

(事業期間：平成 26～32 年度「助成金の交付は平成 32 年度まで」)

ア 燃料電池自動車等導入促進事業

助成対象者	助成対象	助成率等
法人、個人等	燃料電池自動車	国の補助金額の1/2
法人、個人等	外部給電機器	導入経費の1/2(上限40万円)
旅客自動車運送事業者等	燃料電池バス	上限5,000万円

イ 水素ステーション設備等導入促進事業

補助対象		大企業	中小企業
整備費	定置式(燃料電池バス対応)	上限3億5,000万円	
	定置式	上限1億7,400万円	上限2億9,000万円
	移動式	上限1億2,000万円	
運営費	土地代	賃借料の1/2(段階的に削減予定)	
	土地代除く	500万円	1,000万円

ウ 事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業

助成対象者	都内の事業所に再生可能エネルギー由来水素活用設備を設置する者
助成対象設備	再生可能エネルギー発電設備、水素製造設備、ディスプレイ等
助成率	助成対象経費の1/2 (上限 50Nm ³ /日以上の水素製造能力の場合3.7億円、50Nm ³ /日未満の水素製造能力の場合1億円)

◎燃料電池自動車、純水素型燃料電池、燃料電池フォークリフトのうちいずれかの導入が必須

エ 業務・産業用車両の水素利活用実証事業

交付対象者	羽田空港における燃料電池フォークリフト用水素ステーションの整備及び運営事業者
交付額	水素ステーション整備費1/2(上限1.5億円) 水素ステーション運営費 年間1,000万円(平成32年度まで)

オ 燃料電池船の導入促進事業 <新規>

助成対象者	燃料電池船の商用運航を行う事業者
助成額	燃料電池船建造費 上限1億円

④ 次世代自動車の普及促進事業 (東京都受託事業)

ア 電気自動車等の普及促進事業

自動車から排出される CO₂ の削減を図るため、次世代自動車 (EV・PHV) の普及促進を目的に、中小企業者に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 30 年度)

(1 年間で基金 7,400 万円)

助成対象車両	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)
助成率	国の補助金額の1/2(上限はEV:20万円/PHV:10万円)

イ 次世代タクシーの普及促進事業

環境性能の高いタクシー車両の普及促進を目的に、次世代タクシー（EV・PHV）を導入するタクシー事業者等に対して、その経費の一部を助成する。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、環境性能が高く、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）のタクシー車両の普及促進を目的に、タクシー事業者等に対して、次世代タクシー（HV・EV・PHV）の導入を条件として、UD対応経費の一部を助成する。

（事業期間：平成28～32年度「助成金の交付は平成32年度まで」）

（5年間で基金66億2,000万円）

【次世代タクシー】

助成対象車両	EV・PHVのタクシー車両
助成対象者	一般乗用旅客自動車運送事業者等
助成率	助成対象経費の1/6(上限100万円)

【次世代UDタクシー】

助成対象車両	HV・EV・PHVであって国のUDタクシー認定車両又は車いすに乗ったままで乗降できるスロープ、リフトを初年度登録時に装備したタクシー車両
助成対象者	一般乗用旅客自動車運送事業者等
助成率	UD対応経費から国の補助金を除いた額(上限60万円)

ウ 集合住宅における充電設備導入促進事業 <新規>

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、集合住宅における充電設備の導入を促進し、利用環境を整える。集合住宅における充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

併せて、ゼロエミッションの推進に向けて、太陽光発電システムを同時に導入する設置者に対し、経費を助成する。

助成対象者	集合住宅の所有者等
助成対象	設備導入費、設置工事費
助成率	充電設備 本体価格と国補助額の差額(上限額:国補助額と同額) 太陽光発電 助成対象経費の10/10

エ 電動バイクの普及促進事業 <新規>

二輪車から排出される CO2 の削減を図るため、電動バイクの普及促進を目的に、中小企業者に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 30～34 年度「助成金の交付は平成 34 年度まで」)

(5 年間で基金 3,180 万円)

助成対象車両	電動バイク
助成率	車両本体価格のうち同種同格のガソリン車との差額

3 広報普及等事業（公益目的事業1）

（1）環境普及等事業 「事業番号(8)-1」

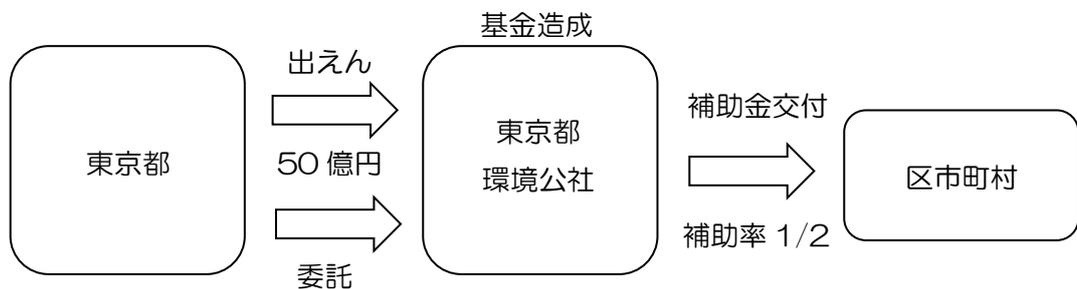
① 区市町村との連携による地域環境力活性化事業（東京都受託事業）

東京の広域的環境問題への対応や、東京の地域特性を活かした魅力ある環境の創出を図ることを目的として、東京都と連携し、地域の実情に即した取組を実施する区市町村に対し、補助を実施する。

（事業期間：平成 26～35 年度）

（10 年間で基金 50 億円）

補助率	補助対象経費の1/2
-----	------------



【主な補助対象事業】

目的	事業
広域的課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大	賢い節電のためのLED活用事業
	外来種の積極的防除事業
	水銀含有廃棄物の適正処理の推進事業 他9件
地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進	地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業
	樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業
	島しょ地域における再生可能エネルギー利用の推進事業 他4件
将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進	既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業
	ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業
	次世代を担う環境人材育成事業 他2件

② 地球温暖化防止活動普及広報事業

ア 省エネ相談窓口

地球温暖化防止に関する質問・相談に応じるとともに、省エネ対策に関するアドバイスや優良事例の紹介を行う。

また、地球温暖化防止に関する DVD 等の貸出を行う。

イ イベント出展による普及広報

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例を紹介し、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

区 分	30 年度 計 画	29 年度 計 画	28 年度 実 績
省エネセミナー開催	1 回	1 回	1 回
イベント出展等	12 件	10 件	10 件

ウ セミナー等への講師派遣

都内の企業・団体・自治体等が開催する地球温暖化防止活動及び省エネ対策に関するセミナー・イベントに講師を依頼者の要望に応じて派遣し、研修会等を支援する。

区 分	30 年度 計 画	29 年度 計 画	28 年度 実 績
有料講師派遣	20 件	30 件	9 件

エ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）

地域における地球温暖化防止活動の基盤形成を目的として、温暖化防止に関する普及啓発及び家庭における温室効果ガス排出実態の把握等を行う。

区 分	30 年度 計 画	29 年度 計 画	28 年度 実 績
普及啓発(無料講師派遣)	15 件	15 件	15 件
家庭における温室効果ガス排出実態の把握	1 回	1 回	1 回

③ 環境学習

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「小学校教員向け環境教育研修会」や「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」等を実施する。

区 分	30 年度 計 画	29 年度 計 画	28 年度 実 績
小学校教員向け環境教育研修会	6 回	6 回	6 回
都民を対象としたテーマ別環境学習講座	5 回	5 回	5 回

④ 水素エネルギー普及啓発事業

江東区の潮見水素ステーションの隣接地に整備された水素エネルギーの普及啓発施設「水素情報館 東京スイソミル」において、水素社会の意義、技術、安全性等、都民・事業者に対し理解促進を図るとともに、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、運営に必要な知識や技術等を提供する。

また、東京スイソミルを公社の情報発信・環境学習の拠点として活用し、水素エネルギーを中心とした環境情報を発信していくとともに、他都市や他団体との連携を強化し、新たな環境学習プログラムを実施していく。

所在地	江東区潮見一丁目3番2号（旧 潮見環境・リサイクルセンター） ※ガソリンスタンド併設型水素ステーションの敷地内に併設
施設名	水素情報館 

【外観】

水素情報館「東京スイソミル」

水素ステーション



【1階】



小学生の社会科見学の利用を始め、都民に向けて、水素エネルギーについて紹介する展示室（約 230 m²）

【2階】



水素ステーションの運営に関わる事業者への講習会等に対応する講義室や様々な企業の最新技術や製品を展示したオープンライブラリー

4 自然環境の保全等事業

(1) 自然環境の保全等事業（東京都受託事業） 「事業番号(9)」

貴重な自然環境が残る保全地域（※1）の適正な管理、活用を図ることを目的として、保全地域において緑地保全活動を行うボランティア人材の育成業務、ボランティアに関する情報発信や人材登録等を担う情報センター業務、並びに保全地域の維持管理業務を東京都から受託し、実施する。

① 保全地域体験プログラムの実施・運営

保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを提供し、都民に緑地保全活動の良さを体感してもらうことで、新たなボランティアの掘り起しと人材の定着を図る。

区 分	30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
保全地域体験プログラム	25 回	24 回	25 回

② 森林・緑地保全活動情報センターの管理・運営

森林・緑地保全活動情報センターWeb サイト（里山へGO!）を運営し、保全活動希望者に、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供するとともに、活動場所・ボランティア団体とのマッチングを図る。



(HP : <https://tokyo-satoyama.jp/>)

③ 東京グリーンシップ・アクション（※2）及び東京グリーン・キャンパス・プログラム（※3）の実施・運営

保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、NPO 及び大学等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

区 分	30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
東京グリーンシップ・アクション	36 回	36 回	31 回
東京グリーン・キャンパス・プログラム	9 回	9 回	9 回

④ 保全地域活用フィールドの管理等業務

保全地域において、以下の管理業務を実施する。

- ・ 保全地域の支障木・危険木等の伐採及び剪定
- ・ 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
- ・ 保護柵や看板等の補修工事
- ・ 希少動植物の育成状況や盗掘等被害状況の確認
- ・ 保全活動への指導・助言並びに講習会の実施
- ・ チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

※1 保全地域：保全地域とは、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域である。

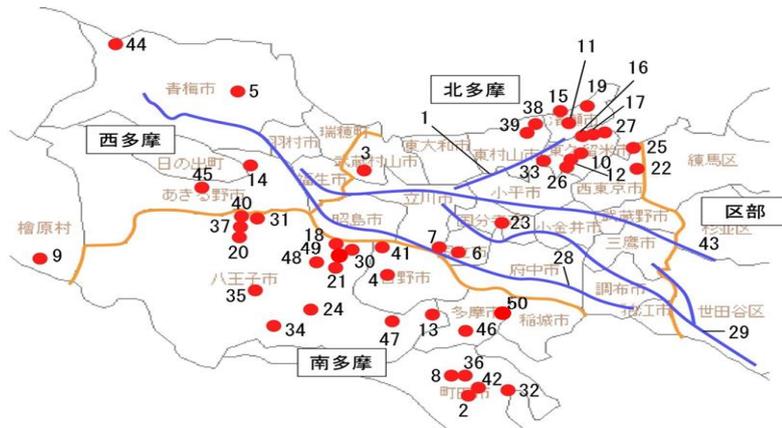
※2 東京グリーンシップ・アクション：企業、NPO 等と都の連携により、幅広い層の都民が自然を保全する活動に参加し、併せて企業の社会貢献活動の場として、保全地域を活用することを目的とする。

※3 東京グリーン・キャンパス・プログラム：大学と協定を締結し、次世代の担い手である大学生に保全地域を活用した緑地保全活動に参加する機会を提供することで、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すことを目的とする。

＊ 参 考

平成 30 年 1 月末現在の保全地域の指定状況

50 地域 (約 758ha)



平成30年1月現在

保 全 地 域 名	指定年月日	指定面積等 (㎡)	保 全 地 域 名	指定年月日	指定面積等 (㎡)
1 野火止用水 (歴)	49.12.13	9.6 km	28 立川崖線 (緑)	6.11.15	28,014
2 七国山 (緑)	50.12.26	197,104	29 国分寺崖線 (緑)	6.11.15	37,195
3 滝道 (緑)	50.12.26	86,730	30 八王子石川町 (緑)	7.3.9	30,616
4 東豊田 (緑)	50.12.26	60,079	31 戸吹 (緑)	7.3.9	106,795
5 勝沼城跡 (歴)	50.12.26	120,506	32 町田代官屋敷 (緑)	7.3.9	12,717
6 谷保の城山 (歴)	50.12.26	15,217	33 柳窪 (緑)	7.3.9	13,592
7 矢川 (緑)	52.3.31	21,072	34 八王子館町 (緑)	8.2.29	24,392
8 区師小野路 (歴)	53.7.4	366,056	35 八王子長房 (緑)	8.2.29	73,919
9 松原南部 (都自)	55.4.30	4,053,000	36 町田関ノ上 (緑)	8.2.29	16,171
10 南沢 (緑)	60.5.31	25,355	37 八王子川口 (緑)	8.10.17	20,292
11 清瀬松山 (緑)	61.3.31	43,356	38 東村山大沼田 (緑)	9.3.18	21,752
12 南町 (緑)	62.8.10	11,219	39 東村山下堀 (緑)	9.7.10	10,261
13 八王子東中野 (緑)	62.8.10	10,710	40 八王子戸吹北 (緑)	9.12.16	95,432
14 瀬戸原 (歴)	63.1.9	15,337	41 日野東光寺 (緑)	9.12.16	14,855
15 清瀬中里 (緑)	元.3.30	24,718	42 町田民権の森 (緑)	10.10.27	18,969
16 小山 (緑)	元.3.30	19,737	43 玉川上水 (歴)	11.3.19	30.0 km 653,986
17 木川台 (緑)	元.12.15	10,097	44 青梅上成木 (森)	14.12.02	228,433
18 宇津木 (緑)	4.2.12	52,403	45 横沢入 (里)	18.1.5	485,675
19 清瀬御殿山 (緑)	4.3.24	15,162	46 多摩東寺方 (緑)	19.12.12	14,902
20 宝生寺 (緑)	5.3.5	142,777	47 八王子堀之内 (里)	21.3.26	75,858
21 八王子大谷 (緑)	5.3.5	31,186	48 八王子睦町 (緑)	23.3.23	23,499
22 碧山森 (緑)	5.3.5	12,981	49 八王子滝山 (里)	25.3.22	38,755
23 国分寺姿見の池 (緑)	5.11.12	10,553	50 連光寺・若葉台 (里)	26.11.14	32,923
24 小比企 (緑)	6.3.29	17,642			
25 保谷北町 (緑)	6.3.29	10,580			
26 前沢 (緑)	6.3.29	11,885			
27 東久留米金山 (緑)	6.3.29	13,216			

(都自) 自然環境保全地域
(緑) 緑地保全地域

(歴) 歴史環境保全地域
(森) 森林環境保全地域

(里) 里山保全地域

出典：東京都提供資料

第2 公益目的事業2

省資源化と資源の循環利用及び廃棄物の適正処理並びに処理技術の支援等に関する取組を通じて、公衆衛生の向上と首都東京の持続可能な循環型社会の形成に貢献する事業

5 資源の循環利用に関する事業

(1) 粗大ごみ申告受付事業 「事業番号(10)」

各区市の住民から排出される粗大ごみについて、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類及び区市毎に異なる情報提供を的確に行うとともに、集約された受付データを各自治体指定場所（清掃事務所を含む）に提供する業務を実施する。

平成30年度受託予定自治体：都区19区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）及び調布市

30年度計画			29年度計画			28年度実績		
受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)
4,264,000	359	11,877	3,960,000	359	11,031	3,853,184	359	10,733

※受付件数にはWeb受付を含む

(2) 家電リサイクル受付事業 「事業番号(11)」

特別区の住民から排出される家電リサイクル法対象品について、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類に応じて情報提供を的確に行うとともに、集約されたデータを東京二十三区家電リサイクル事業協同組合会員事業者（60社）に提供する業務を実施する。

30年度計画			29年度計画			28年度実績		
受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)	受付件数 (件)	作業 (日)	日平均 (件)
76,200	307	248	70,000	308	227	70,592	308	229

※家電リサイクル法対象品

- 家庭用エアコン
- テレビ
 - ・ブラウン管式
 - ・液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く）
 - ・プラズマ式
- 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
- 電気洗濯機・衣類乾燥機

(3) 中防内側諸事業 「事業番号(12)」

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し、実施する。

事業項目	事業概要
1 廃棄物の受入等業務	① 廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ② 運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務
2 中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業	① 中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ② 中防埋立地管渠等清掃作業 ③ 粗大ごみ破碎処理汚水槽清掃作業 ④ 灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業
3 粗大ごみ等破碎済ごみの積込等業務	① 破碎済ごみ積込等業務 ② 処理不適物破碎済ごみの埋立処分場への運搬業務 ③ 粗大破碎済ごみ積込、搬出車両案内誘導業務
4 粗大ごみ一時保管に係る管理・復旧等業務	① 粗大ごみ等の不燃ごみ処理センターへの搬送 ② 不燃ごみ処理センターにおける整理、適正管理 ③ 不燃ごみ処理センターから粗大ごみ処理施設への搬送

(4) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 「事業番号(13)」

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、金属類等の資源物を可能な限りリサイクルする業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し、実施する。

また、大田第一清掃工場の汚水処理設備の運転管理業務を含む建物管理を併せて実施する。

区分	30年度計画			29年度計画			28年度実績		
	処理量等 (t)	作業 (稼働) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼働) (日)	日量 (t)	処理量等 (t)	作業 (稼働) (日)	日量 (t)
中防不燃ごみ処理センター	51,107	309	165	61,416	310	198	51,164	289	177
京浜島不燃ごみ処理センター	21,074	309	68	26,280	310	85	17,429	276	63

※東京二十三区清掃一部事務組合「ごみ・し尿の流れ」参照

(5) 管路収集輸送施設運転管理等事業 「事業番号(14)」

臨海副都心地域(青海・台場・有明)の集合住宅等から排出されるごみを処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し、実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物管理者等から受託し、実施する。

事業項目	30年度計画	29年度計画	28年度実績
1 管路収集輸送施設の運転管理業務(作業日数)	365日	365日	365日
2 管路輸送施設利用者設備保全業務(ごみ貯留ドラム数)	65基	65基	64基

6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業

(1) 廃棄物処理施設等技術支援事業 「事業番号(15)」

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、区市町村等から受注し、実施する。

区 分	委 託 元	30年度計画	29年度計画	28年度実績
ごみ処理施設建設及び維持管理に関する技術支援及び調査事業	多摩地区市町村等	7 件	6 件	6 件
	島しょ町村等	4 件	4 件	4 件
	その他(東京都外)	2 件	3 件	2 件
その他調査・精密機能検査等	多摩地区市町村等	1 件	2 件	1 件

(2) 資源循環分野における国際協力プロモーション事業

(東京都受託事業) 「事業番号(16)」

東京都が実施する資源循環分野における国際協力事業の事務局として、海外諸都市へ廃棄物処理・リサイクルに関する情報発信、研修等の支援を実施する。

区 分	実 施 内 容
窓口業務	○東京の資源循環分野の制度や施設等に関する国内外からの問い合わせ ○施設の視察、講義等の依頼等に対し、東京都の窓口として対応
研修等業務	○アジア大都市を中心とした「資源リサイクルの促進」都内研修の実施 ○ヤンゴンにおける3R推進及び廃棄物処理改善のための現地ワークショップの実施

(3) 産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 (自主事業) 「事業番号(17)」

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、優良な産業廃棄物処理業者を認定する。

また、認定された事業者について、排出事業者に対し広く情報提供を行う。

区 分	名 称	申請区分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
第 1 種 評価基準	産廃エキス パート	新 規	5 社	10 社	2 社
		更 新	48 社	111 社	14 社
第 2 種 評価基準	産廃プロ フェッショナル	新 規	5 社	10 社	2 社
		更 新	31 社	40 社	14 社
合 計			89 社	171 社	32 社

(4) 再生砕石施設認証事業（自主事業） 「事業番号(18)」

東京都は「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、「建設工事におけるエコマテリアルの利用促進」を掲げており、平成 29 年 5 月から「再生砕石利用拡大支援制度」を開始した。

これに基づき、公社は東京都環境局から施設認証機関の指定を受け、東京都内に所在する施設について、東京都環境局が認証した品質基準を満たす再生砕石を継続的に製造することができる工程、設備仕様、その他能力等を有することを認証する。

(5) PCB 廃棄物処理支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(19)」

① 微量 PCB 廃棄物処理支援事業

微量 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者等から発生した微量 PCB 廃棄物の処分や微量 PCB を含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 23～32 年度)

(10 年間で基金 10 億 1,500 万円)

区 分		助成金の額(中小企業者等・個人同じ)
微量PCB廃絶 縁油等の処分	① 微量PCB廃絶縁油処理	助成対象経費の合計から同等の微量 PCBを含まない廃棄物の処理に要する 経費の合計を控除した額の1/2
	② 微量PCB廃容器処理	
	③ 微量PCB廃電気機器処理	
微量PCBの濃度分析		助成対象経費の1/2

② 高濃度 PCB 廃棄物収集・運搬費支援事業

高濃度 PCB 廃棄物の期限内処理促進を目的として、都内中小企業者等から発生した高濃度 PCB 廃棄物を JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）東京 PCB 処理事業所へ搬入する際の収集運搬費用の一部を助成する。

(事業期間：平成 29～33 年度)

(5 年間で基金 2 億 8,200 万円)

区 分	助成金の額
高濃度PCB廃棄物の収集運搬等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等 助成対象経費の1/2 ・個人 助成対象経費の95/100

(6) 廃蛍光管適正処理推進事業 「事業番号(20)」

事業所等から排出される水銀等有害物質を含む廃蛍光管類について、適正に中間処理し再資源化を図る。

区 分	30 年 度 計 画			29 年 度 計 画			28 年 度 実 績		
	受入数 (本)	作業 (日)	日量 (本)	受入数 (本)	作業 (日)	日量 (本)	受入数 (本)	作業 (日)	日量 (本)
廃蛍光管類	620,000	244	2,541	702,404	244	2,879	666,721	243	2,744

(7) 医療廃棄物適正処理推進事業 「事業番号(21)」

都内医療機関から排出される医療廃棄物について、医療廃棄物適正処理管理システムを活用し、適正処理を推進する。

① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

本事業は、公益社団法人東京都医師会と共同で実施し、都内診療所等から排出される医療廃棄物の排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況について、都内診療所等へ迅速な報告を行う。

区 分	30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
参加医療機関	1,150 件	1,150 件	1,103 件

② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業

都内大規模病院等から排出される医療廃棄物の排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況について、都内大規模病院等へ迅速な報告を行う。

区 分	30 年 度 計 画	29 年 度 計 画	28 年 度 実 績
参加病院	60 件	60 件	52 件

(8) 中防外側諸事業（東京都受託事業） 「事業番号(22)」

東京都中央防波堤外側埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を東京都から受託し、実施する。

事業項目	事業概要
1 一般廃棄物の受入業務	① 焼却残灰等の搬入者確認 ② 搬入車両の誘導及び指導
2 産業廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④ 廃棄物搬入車両の誘導
3 都市施設廃棄物の受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等
4 廃石綿受入業務	① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 廃棄物搬入車両の誘導
5 廃棄物埋立作業	① 廃棄物の敷き均し転圧作業 ② 処分場内の中間覆土作業 ③ 処分場内の掘削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④ 埋立作業現場の散水作業
6 産業廃棄物の分析業務	① 産業廃棄物(汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい)の分析
7 防火及び埋立処分場内警備等業務	① 埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ② 開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ③ 災害等発生時の初期対応、緊急連絡
8 飛散ごみ対策等環境保全作業	① 処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ② 洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の污水収集・清掃作業 ③ 残灰等のごみ飛散防止の散水作業
9 散水作業	① 処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ② 廃棄物空け場等の巡回による散水作業
10 最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業	① 処分場内における覆土材の運搬作業等 ② 処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③ 覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業

(9) 河川環境保全事業（東京都受託事業） 「事業番号(23)」

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等30河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を東京都から受託し、実施する。

また、地震発生時における緊急対策及び救援物資輸送等を併せて実施する。

事業概要	区分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
1 都の指示する河川の水面に浮遊するごみ等を除去清掃	作業日数	308日	309日	309日
	対象河川	30本	30本	30本
	作業距離	109km	107km	107km
2 河川水面清掃作業に必要な船舶等及び分室の保守管理	管理船舶等	22艘	22艘	21艘
	機材	シヨベルローダー 1台	シヨベルローダー 1台	シヨベルローダー 1台
	施設	厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟	厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟	厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟

(10) 清掃工場計器保全事業 「事業番号(24)」

特別区等の清掃工場に設置されている排ガス分析計等の環境測定機器の保守点検業務を、東京二十三区清掃一部事務組合及び多摩地区の自治体等から受託し、実施する。

事業項目	区分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
排ガス分析計等 保守点検	作業日数	307日	308日	308日
	工場・施設数	26件	26件	28件
	点検基数	8,619基	8,244基	8,084基

(11) 施設搬入不適物調査事業 「事業番号(25)」

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの一般廃棄物の適正搬入を確保し、安定的な操業を目的として、車両により搬入される一般廃棄物に混載される不適物の検査業務を、東京二十三区清掃一部事務組合から受託し、実施する。

区分		30年度計画		29年度計画		28年度実績		
		作業日数		作業日数		作業日数		
		(月間)	(年間)	(月間)	(年間)	(月間)	(年間)	
合計		27	318	27	318	26	314	
内 訳	平日	昼間	18	212	18	212	18	212
		早朝	5	62	5	62	5	62
		夜間	1	12	1	12	1	12
	日・ 祭日	昼間	2	20	2	20	1	19
		早朝	1	12	1	12	1	9

(12) 浄化槽法定検査事業 「事業番号(26)」

都民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、東京都知事から、浄化槽法の法定検査機関としての指定を受け、浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施する。また、必要に応じて、管理者に対し、改善策等の助言を行う。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
浄化槽法第7条検査	130件	160件	185件
浄化槽法第11条検査	4,200件	4,070件	3,949件

3 広報普及等事業（公益目的事業2）

（1）環境普及等事業 「事業番号(8)-2」

① 環境関連施設の見学案内

廃棄物問題に加え幅広い環境問題について学習の機会を提供するため、主に埋立処分場の延命化、処分量の削減に向け、一般都民及び小学生等を対象に、管理型処分場及び廃棄物処理施設への見学案内業務を実施する。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
中防埋立処分場見学案内	1,500件	1,500件	1,467件
スーパーエコタウン事業施設見学会	18回	18回	18回
海と陸からの見学会	8回	8回	8回
清掃工場・埋立処分場見学会	12回	12回	12回
サマースクーリング親子で見学会	20回	20回	20回
その他見学会	5回	2回	-

② 産業廃棄物管理責任者講習会

条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象として、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理の意識向上を図るとともに、産業廃棄物管理責任者としての責務を果たす人材を育成することを目的として、産業廃棄物管理責任者講習会等を実施する。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
産業廃棄物管理責任者講習会	4回	5回	5回
産業廃棄物排出事業者セミナー	1回	1回	1回

③ 産業廃棄物処理業者向け講習会（東京都受託事業）

産業廃棄物の適正処理、法令順守はもとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の発展を図るとともに、静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者の経営の安定化や人材育成に寄与することを目的に、産業廃棄物処理業者向け講習会等を東京都から受託し、実施する。

区 分	30年度計画	29年度計画	28年度実績
産業廃棄物処理業者向け講習会	6回	7回 (※1)	7回 (※1)
産業廃棄物処理業者向けセミナー	1回	1回	1回

※1 講習会7回のうち、1回は自主事業として実施

④ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の新入社員を対象に、業界の位置づけや重要性、廃棄物処理法等についてわかりやすく解説することにより、産業廃棄物業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的として、産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会を開催する。

⑤ スーパーエコタウン見学ツアー

産業廃棄物処理業界の課題である人材確保及び育成を支援し、業界の質を高め社会的信頼の向上に寄与することを目的として、学生を対象としたスーパーエコタウン見学ツアーを開催する。

⑥ 産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業

優良な産業廃棄物処理業者の育成に寄与することを目的として、東京都又は八王子市もしくはその両方の産業廃棄物処理業の許可を得ている中小企業者に対し、専門家を派遣し、適切な経営改善指導・助言を行う経営改善支援モデル事業を実施する。

第3 収益事業等

社有地の利活用事業等を通じて、公益目的事業を実施するための原資を確保することを目的として行う事業

7 公益目的事業の推進に資する事業

(1) 社有地の利活用事業 「事業番号(27)」

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的に、平成27年9月より、江東区潮見の社有地の一部を水素ステーションの事業用地として賃貸している。運営事業者のJXTG エネルギー株式会社との事業用地賃貸借契約に基づき、平成30年度も土地の貸出を継続して行う。

(定期借地権の存続期間：平成27年9月1日から20年間)

江東区潮見事業用地 (住所:江東区潮見一丁目3番2号)	3,388.11 m ²
賃貸借部分面積	2,428.52 m ²

Ⅲ 事業別収支の概要

(単位:千円)

事業名	収益	費用	他会計 振替額	増減
公益目的事業	6,464,995	6,812,650	10,372	▲ 337,283
公益目的事業1	1,890,222	2,073,997	10,372	▲ 173,403
1 環境調査研究事業	787,603	763,139	0	24,464
2 地球温暖化防止活動事業	976,493	1,046,460	0	▲ 69,967
3 広報普及等事業①	37,824	161,906	10,372	▲ 113,710
4 自然環境の保全等事業	88,302	102,492	0	▲ 14,190
公益目的事業2	4,574,773	4,738,653	0	▲ 163,880
5 資源の循環利用に関する事業	2,227,039	2,301,215	0	▲ 74,176
6 廃棄物の適正処理及び 処理技術の支援事業	2,285,678	2,337,827	0	▲ 52,149
3 広報普及等事業②	62,056	99,611	0	▲ 37,555
収益事業	33,547	12,751	▲ 10,372	10,424
7 公益目的事業の推進に資する事業	33,547	12,751	▲ 10,372	10,424
法人会計	10,459	26,912	0	▲ 16,453
法人会計(管理運営)	10,459	26,912	0	▲ 16,453
総合計	6,509,001	6,852,313	0	▲ 343,312

IV 正味財産増減の概要

(単位:千円)

項目		金額	
一般正味財産 増減の部	公益目的 事業会計	経常収益	6,464,995
		経常費用	6,812,650
		当期経常増減額	▲ 347,655
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	10,372
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 337,283
	収益事業 会計	経常収益	33,547
		経常費用	12,751
		当期経常増減額	20,796
		当期経常外増減額	0
		他会計振替額	▲ 10,372
		税引前当期一般正味財産増減額	10,424
	法人会計	経常収益	10,459
		経常費用	26,912
		当期経常増減額	▲ 16,453
		他会計振替額	0
		税引前当期一般正味財産増減額	▲ 16,453
		合計	経常収益
	経常費用		6,852,313
	当期経常増減額		▲ 343,312
当期経常外増減額	0		
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 343,312		
法人税等	370		
指定正味 財産増減 の部	当期一般正味財産増減額	▲ 343,682	
	一般正味財産期首残高	3,897,931	
	一般正味財産期末残高	3,554,249	
	当期指定正味財産増減額	0	
正味財産期末残高	指定正味財産期首残高	379,690	
	指定正味財産期末残高	379,690	
	正味財産期末残高	3,933,939	

V 会社の機関

(1) 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

(2) 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- ① 理 事 長 — 会社の代表理事であり、業務を執行する。
- ② 常 務 理 事 — 理事長を補佐する。
- ③ 理 事 — 理事会を構成し、職務を執行する。

(3) 監事

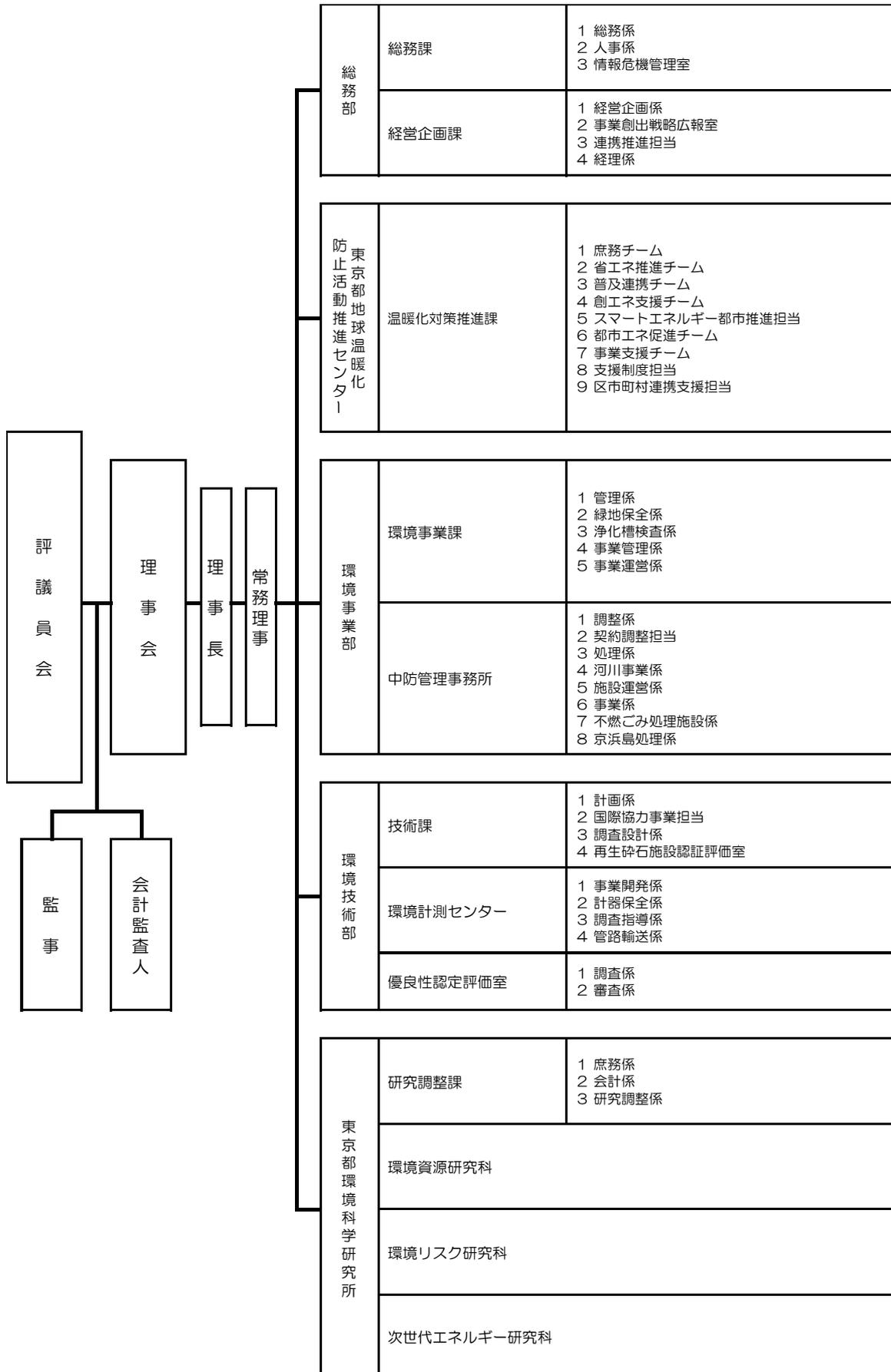
会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

(4) 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

VI 会社の組織



VII 会社の職員数

《 部 ・ 課 》	《 職 員 数 》			計
	常勤職員		非常勤職員	
		(うち管理職)		
総務部	24	(3)	5	29
総務課	10	(2)	3	13
経営企画課	14	(1)	2	16
東京都地球温暖化防止活動推進センター	51	(2)	8	59
環境事業部	157	(5)	23	180
環境事業課	24	(3)	10	34
中防管理事務所	133	(2)	13	146
環境技術部	53	(4)	5	58
技術課	17	(2)	4	21
環境計測センター	33	(1)	0	33
優良性認定評価室	3	(1)	1	4
東京都環境科学研究所	42	(6)	11	53
研究調整課	9	(2)	4	13
環境資源研究科	21	(2)	4	25
環境リスク研究科	8	(1)	2	10
次世代エネルギー研究科	4	(1)	1	5
(職員数計)	327	(20)	52	379

注) 職員数は、平成30年4月1日の予定人員である。

VIII 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

回数	付 議 事 項	開 催 時 期
第 1 回	平成 29 年度 事業報告・決算について	平成 30 年 6 月 開催 予定
第 2 回	平成 31 年度 事業計画・予算について	平成 31 年 3 月 開催 予定

【評議員会】

回数	付 議 事 項	開 催 時 期
第 1 回	平成 29 年度 事業報告・決算について	平成 30 年 6 月 開催 予定

会社の事業所等

(平成30年3月29日現在)

施設名	施設区分	所在地	敷地面積・施設規模等	備考
公益財団法人東京都環境公社 本社	民間賃貸ビル 借上げ	墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階	(床面積) 689.78 m ²	平成22年 8月開設
東京都環境科学研究所	都施設	江東区新砂1-7-5	約 7,281.91 m ²	平成 19年4月移管
東京都地球温暖化 防止活動推進センター	民間賃貸ビル 借上げ	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階	(床面積) 607.81 m ²	平成20年 4月 事業開始
ガソリンスタンド併設型 水素ステーション	土地賃貸	江東区潮見1-3-2	2,428.52 m ²	平成27年 9月開始
水素情報館 東京スイソミル	公社施設		959.59 m ²	平成28年 7月 開館
多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査)	都施設	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内	(床面積) 約 53.25 m ²	平成27年4月 事業開始
神田情報センター (粗大ごみ等受付)	民間賃貸ビル 借上げ	千代田区鍛冶町2-2-2 神田パークプラザ4階	(床面積) 538.60 m ²	平成 8年10月開設
中央防波堤埋立処分場	都施設	江東区青海三丁目地先	外側処分場 3,140,000 m ² 新海面処分場 4,800,000 m ²	昭和53年4月 事業開始
中防不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	江東区青海三丁目地先	(床面積) 約 68,560 m ² (処理能力) 48t/h × 2系 列	昭和61年10月 事業開始
京浜島不燃ごみ処理センター	一組施設(※)	大田区京浜島3-7-1	(床面積) 約 45,398 m ² (処理能力) 8t/h × 4系列	平成 8年11月 事業開始
ごみ管路収集輸送施設	一組施設(※)	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	(床面積) 55.00 m ² (総管長) 約16km	平成 7年12月 事業開始
潮見分室 (河川環境保全)	都施設	江東区潮見1-29-8	(床面積) 119.07 m ²	昭和61年4月 事業開始
厩橋分室 (河川環境保全)	都施設	台東区蔵前2-15-2	(床面積) 378.00 m ²	昭和61年4月 事業開始

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設

